

○やまぐちリフレッシュパーク設置及び管理条例施行規則

平成22年3月31日

規則第99号

(趣旨)

第1条 この規則は、やまぐちリフレッシュパーク設置及び管理条例(平成17年山口市条例第90号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請等)

第2条 条例第8条第1項の規定によりやまぐちリフレッシュパーク(以下「リフレッシュパーク」という。)の利用許可を受けようとするものは、別に定めるやまぐちリフレッシュパーク利用(変更)許可申請書(以下「利用許可申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。リフレッシュパークの利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)が許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 利用許可申請書は、指定管理者が特別に理由があると認める場合を除くほか、利用しようとする日前1年から受理することができる。

(利用許可書の交付等)

第3条 指定管理者は、リフレッシュパークの利用を許可したときは、別に定めるやまぐちリフレッシュパーク利用(変更)許可書(以下「利用許可書」という。)を交付するものとする。ただし、プール、トレーニングルーム又はシャワー室において、個人が利用する場合にあつては、入場券又は利用券の交付をもって利用の許可とみなす。

2 利用者は、リフレッシュパークの利用開始前に利用許可書(第1

6条の規定により施設予約システム（山口市の設置する公の施設における利用の許可の申請等の管理運営に係る事務について電子計算機を利用して処理する情報処理システムをいう。同条及び附則第1項ただし書において同じ。）から作成された利用許可書を含む。第7条及び第9条第2項において同じ。）を管理人に提示して、その指示を受けなければならない。

（利用時間）

第4条 利用者がリフレッシュパークを利用する時間（次項において「利用時間」という。）は、本来の目的に要する時間のほか、その準備及び原状回復に要する時間を含めたものとする。

2 利用者は、許可を受けないで利用時間を超過し、又は利用時間を繰り上げて利用を開始することはできない。

（利用時間等の制限）

第5条 指定管理者は、個人利用を除き、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限する。ただし、当該施設が他に利用される見込みがないとき、又は指定管理者において特に認めたときは、この限りでない。

（1） リフレッシュパークを土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に月4回以上利用するとき。

（2） リフレッシュパークを引き続き5日以上利用するとき。

（3） メインアリーナ又はサブアリーナを月5回以上利用するとき。

（利用料金の減免）

第6条 条例第13条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 市が主催して行う行事又はこれに相当する共催行事に利用するとき 条例別表第1から別表第4までに定める利用料金を免除

(2) 別表第1に定める社会教育関係団体が入場料等を徴収しないで利用するとき 条例別表第1から別表第4までに定める利用料金を免除

(3) 市内に設置された学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）又は社会福祉施設の学生、生徒、児童若しくは幼児により組織された団体が利用するとき 条例別表第1及び別表第6に定める利用料金を免除

(4) 別表第1に定める社会教育関係団体を構成する団体が主催する大会行事に利用するとき 条例別表第1から別表第3までに定める利用料金の5割の額

(5) 市内に設置された学校教育法第1条の大学又は高等専門学校が利用するとき 条例別表第1及び別表第6に定める利用料金の5割の額

(6) 市が後援して行う行事に利用するとき 条例別表第1及び別表第6に定める利用料金の5割の額

(7) 市内に居住する生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者が利用するとき 条例別表第1及び別表第6に定める利用料金を免除

(8) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
市長が別に定める額

2 利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、リフレッシュパークの利用許可の申請をする際に、別に定めるやまぐちリフレッシュパーク利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用の中止)

第7条 利用者は、リフレッシュパークの利用を中止しようとするときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金の還付)

第8条 条例第14条ただし書の規定により既納の利用料金を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) リフレッシュパークの管理上の都合又は公用により利用の許可を取り消したとき 全額

(2) リフレッシュパークが災害その他利用者の責めに帰さない理由により利用することができなくなったとき 全額

(3) 利用者が利用日の10日前までに利用の取消し又は変更を申し出た場合で、指定管理者が相当の理由があると認めたとき
既納の利用料金の5割の額

(特別な設備)

第9条 利用者は、条例第15条の規定による許可を受けようとするときは、その内容を記載した仕様書を利用許可申請書に添付しなければならない。

2 前項の許可は、利用許可書にその旨を表示して行う。

(附属設備利用料金)

第10条 条例別表第4に規定する附属設備の利用料金の基準額は、別表第2のとおりとする。

(遵守事項)

第11条 利用者又はリフレッシュパークに入場しようとする者若しくは入場した者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 所定の場所以外で火気(喫煙を含む。)を使用し、又はゴミ等を捨てないこと。

(2) 許可を受けた附属設備以外のものを使用しないこと。

(3) 許可を受けずにリフレッシュパーク内で募金活動を行い、又は広告類を掲示し、若しくは配布しないこと。

(責任者の設置)

第12条 指定管理者は、利用者がリフレッシュパークを利用している間におけるリフレッシュパーク内の秩序を保持するため、利用者に対し、責任者を置くよう命ずることができる。

(保護者等の同伴)

第13条 小学校の第2学年修了前の子どもがプールを利用するときは、保護者又はこれに準ずる者が同伴しなければならない。

(損傷及び滅失の届出)

第14条 利用者は、リフレッシュパークの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(営業許可の申請等)

第15条 条例第20条第1項の規定による営業の許可を受けようと

するものは、別に定めるやまぐちリフレッシュパーク内営業許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、営業の許可をしたときは、別に定めるやまぐちリフレッシュパーク内営業許可書を交付するものとする。

(利用の申請及び許可の特例)

第16条 第2条第1項及び第3条第1項の規定にかかわらず、リフレッシュパークの利用許可の申請（許可された事項を変更しようとする場合を含む。）及び利用の許可に係る手続等については、施設予約システムを用いて行うことができる。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、リフレッシュパークの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項（施設予約システムに関する部分に限る。）及び第16条の規定は、同年5月19日から施行する。

(やまぐちリフレッシュパークの附属設備利用料金の額等を定める規則の廃止)

- 2 やまぐちリフレッシュパークの附属設備利用料金の額等を定める規則（平成17年山口市規則第61号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前のやまぐちリフレッシュパークの附属設備利用料金の額等を定める規則

及び廃止前のやまぐちリフレッシュパーク設置及び管理条例施行規則（平成17年山口市教育委員会規則第53号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年1月31日規則第10号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月14日規則第15号の6）

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和2年7月14日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月25日規則第48号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日規則第8号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

山口市スポーツ協会	山口地区高等学校体育連盟
山口市連合婦人会	山口ユネスコ協会
山口市連合青年団	山口文化協会
山口市小学校PTA連合会	山口市自治会連合会
山口市中学校PTA連合会	ボーイスカウト山口地区団
山口地区高等学校PTA連合会	ガールスカウト山口地区団
山口市子ども会育成連絡協議会	山口市老人クラブ連合会
山口市小学校体育連盟	

別表第 2 (第 10 条関係)

附属設備利用料金基準額

区分		単位	入場料等を 徴収しない 場合	入場料等を 徴収する場 合	
総合 体育 館	冷暖房設備（冷房）	メインア リーナ	1 時間	円	円
		サブア リーナ	1 時間	14,080	28,160
		多目的室	1 時間	220	440
		選手控室	1 時間	220	440
		冷暖房設備（暖房）	メインア リーナ	1 時間	8,910
	冷暖房設備（暖房）	サブア リーナ	1 時間	2,860	5,720
		多目的室	1 時間	165	330
		選手控室	1 時間	165	330
		放送設備	メインア リーナ	1 回一式	2,750
	サブア リーナ		1 回一式	1,650	3,300
	簡易ステージ		1 回一式	660	1,320

演壇、演台、花台、 司会者用演台		1 回一式	2 2 0	4 4 0
折りたたみ机		1 回 1 脚	1 1 0	2 2 0
折りたたみ椅子		1 回 1 脚	5 5	1 1 0
フローシート		1 回 1 枚	5 5	1 1 0
シャワー室		1 人 1 回	5 5	1 1 0
持込み電気機械器 具		1 kwh	9 9	9 9
室内競技電光表示 盤		1 回一式	1, 9 2 5	3, 8 5 0
バスケットボール 用器具	メインア リーナ	1 回一式	6 6 0	1, 3 2 0
	サブアリ ーナ	1 回一式	3 3 0	6 6 0
バレーボール用器 具		1 回一式	3 3 0	6 6 0
バドミントン用器 具		1 回一式	2 2 0	4 4 0
卓球用器具		1 回一式	2 7 5	5 5 0
ハンドボール用器 具		1 回一式	2 7 5	5 5 0
インディアカ・ソ フトバレー用器具		1 回一式	2 2 0	4 4 0

グラ	放送設備		1 回一式	8 8 0	1, 7 6 0
ウン	テント		1 回 1 張	1 1 0	2 2 0
ド	ソフトボール用器 具		1 回一式	1 1 0	2 2 0
	サッカー用器具		1 回一式	3 3 0	6 6 0
テニスコート	放送設備		1 回一式	8 8 0	1, 7 6 0

備考 上記により計算した額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、
これを切り捨てる。